

日本大学の現況と課題

—全学自己点検・評価報告書2012—

(大学・短期大学部・専門学校)

点検・評価結果及び改善意見 【大学院知的財産研究科】



日本大学

目 次

総合的な点検・評価結果

| | |
|---------------------------------------|----|
| I. 理念・目的 | 1 |
| II. 教育研究組織 | 3 |
| III. 教員・教員組織 | 6 |
| IV. 教育内容・方法・成果 | 9 |
| IV-1 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針 | 9 |
| IV-2 教育課程・教育内容 | 12 |
| IV-3 教育方法 | 14 |
| IV-4 成果 | 17 |
| V. 学生の受け入れ | 18 |
| VI. 学生支援 | 21 |
| VII. 教育研究等環境 | 25 |
| VIII. 社会連携・社会貢献 | 30 |
| IX. 管理運営・財務 | 33 |
| IX-1 管理・運営 | 33 |
| IX-2 財務 | 36 |
| X. 内部質保証 | 40 |
| | |
| 大学院知的財産研究科の改善意見 | 42 |
| | |
| 評定一覧表 | 43 |

I. 理念・目的

1. 現状の説明

知的財産権科の教育理念・目的は下記のとおりである。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 知的財産研究科 知的財産専攻 ／ 専門職学位課程 | 知的財産の創造、保護及び活用という知的創造サイクルの好循環に貢献する高度な知的財産人材が求められていることに鑑み、知的財産法等の法律分野をはじめとして経営経済分野、科学技術分野等の知識及び実践スキルを教育研究し、経済社会において高度な知的財産実務能力を発揮できる人材を育成する。知的財産に関する法理論科目と実践科目（政策、ビジネス、実務、産業技術）を密接に連携させた総合的かつ体系的文理融合教育を展開し、高度なリーガルマインド、ビジネスマインド及びサイエンスマインドの修得を基礎として、知的財産ビジネスを多方面で支援できる知的財産を専門とする人材を養成する。 |
|-----------------------------------|---|

【点検・評価項目】

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【評価の視点】

- ① 理念・目的の明確化
- ② 個性化への対応
- ③ 大学の理念「自主創造」の能力を持つ人材の育成

点検・評価結果

<知的財産研究科>

高度なリーガルマインド、ビジネスマインド及びサイエンスマインドの修得を基礎として、知的財産ビジネスを多方面で支援できる知的財産を専門とする人材を養成するための理念・目的として、適切に設定されている。

【点検・評価項目】

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【評価の視点】

- ① 構成員に対する周知方法と有効性
- ② 社会への公表方法

点検・評価結果

<知的財産研究科>

知的財産研究科の理念・目的は研究科のホームページで広く社会に公開することに加え、学生に対しては『大学院要覧』においても周知・公開している。

【点検・評価項目】

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

① 学内外からの意見聴取

点検・評価結果

〈知的財産研究科〉

知的財産研究科運営委員会（4名）において、教育環境・研究環境の充実改善に向けた検討を行っている。さらに、3研究科合同の運営委員会を設け、相互の検証を行い充実改善に役立てている。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈知的財産研究科〉

研究科の理念・目的に合わせて、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを確立したことで、全体での意識が上がった。

3. 将来に向けた発展方策

〈改善すべき事項〉

〈知的財産研究科〉

理念・目的について、教員がどの程度理解しているか、理念・目的に則した授業を提供しているかなど、検証する仕組みを確立する必要がある。

4. 根拠資料

- 1-1 法学部ホームページ
- 1-2 学部要覧
- 1-3 大学院要覧

Ⅱ. 教育研究組織

1. 現状の説明

法学部は現在第一部に法律学科，政治経済学科，新聞学科，経営法学科，公共政策学科の5学科をもち，第二部には法律学科の1学科を有して，総合的・多角的な学問の研究教育体系を形成し，柔軟かつ高度な学科カリキュラムの下で講座が開設され，また，専門的研究のための大学院（法学研究科公法学専攻・私法学専攻・政治学専攻，新聞学研究科新聞学専攻，知的財産研究科知的財産専攻（専門職））をも擁している。さらに，学科専門分野の諸問題に関する学際的な研究並びに相互交流などを図る目的で，法学研究所，政経研究所，比較法研究所，新聞学研究所，国際知的財産研究所の5研究所をも擁している。学部，大学院，研究所が密接に関係している教育研究組織となっている。

【点検・評価項目】

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は，理念・目的に照らして適切なものであるか。

【評価の視点】

- ① 教育研究組織の編制原理
- ② 理念・目的との適合性
- ③ 学術の進展や社会の要請との適合性

点検・評価結果

<知的財産研究科>

法学部における法律学科・政治経済学科・新聞学科・経営法学科・公共政策学科の5学科体制では，学部の教育研究上の目的（法律の知識を基礎として，高水準の実践的な専門教育と国際教養人としての教養教育に努め，高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する）の下，各学科が相互に特徴を生かしながら，学術の進展と社会の要請に適応できる人材の養成を図る学科編成である。また，学部の5学科を基礎として，研究の進展を目指す大学院法学研究科，新聞学研究科及び専門職大学院である知的財産研究科を設置し，学部と大学院を連結・連携させている。さらに，法学研究所，政経研究所，比較法研究所，新聞学研究所及び国際知的財産研究所の5研究所を設置して，学部5学科，大学院5専攻と連動させ，学術研究の進展や社会の要請への対応を図っている。5研究所の設置の目的は以下のとおりである。

・法学研究所

法律に関する学術の研究並びにこれに関連する諸事業を行い，学部の振興と我が国における科学の発達とに寄与する。

・政経研究所

政治経済及び公共政策とこれに関連する専門分野の研究並びにその学際的研究及び国際学術交流を図る。

・比較法研究所

内外諸法制の比較法的研究並びに外国法の歴史的研究を促進し，合わせて外国の

法学者との相互交流を図る。

・新聞学研究所

現代社会の生命線たるジャーナリズム，メディア，コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について，有機的かつ学際的な研究を行うことによって学部の教育，研究に寄与するとともに，その学際的成果を通じて広く社会に貢献する。

・国際知的財産研究所

知的財産及び知的資産に関する国際的な学術の研究，調査活動並びにこれに関連する諸事業を行い，学部の振興と我が国における科学の発達とに寄与する。

① 教育研究組織の編制原理

法学部においては，法律・政治経済・比較法・ジャーナリズム・知的財産等の諸分野において，学部の教育，専門的研究に寄与するとともに，その学術的成果を通じて広く社会に貢献し国際学術交流を図ることを目的として，5つの附置研究所を設置している。

② 理念・目的との適合性

日本大学は 日本精神にもとづき 道統をたつとび 自主創造の気風をやしない 文化の進展をはかり 世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的および使命とするが，各研究所の規程に掲げられた目的とその活動は，学際的かつ国際的成果をもって広く社会に貢献するものであり，大学の理念・目的と適合性を有する。

③ 学術の進展や社会の要請との適合性

国際知的財産研究所において，大学院知的財産研究科(専門職)の開設に伴い規程の目的に「大学院知的財産研究科の振興」を加え連携を図ったことを始めとし，各研究所の教育研究組織は，大学及び法学部・の理念・目的に照らし不断に発展し変化する学術や社会の多種多様な要請に対応し得る組織であり，その研究成果をホームページ上に公開等をし，学術の進展や社会の要請との適合性を備えて活動している。

【点検・評価項目】

(2) 教育研究組織の適切性について，定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

① 委員会等の設置状況，運営状況

点検・評価結果

<知的財産研究科>

各研究科の自己点検・評価委員会，運営委員会及び3研究科（法学・新聞学・知的財産）合同運営委員会，各分科委員会において検証している。

2. 点検・評価

《効果が上がっている事項》

〈知的財産研究科〉

知的財産研究科運営委員会のみならず，3研究科合同運営委員会を開催し，諸問題について横断的に協議している。

3. 将来に向けた発展方策

4. 根拠資料

- 2-1 法学部法学研究所規程（大学規程集参照）
- 2-2 法学部政経研究所規程（大学規程集参照）
- 2-3 法学部比較法研究所規程（大学規程集参照）
- 2-4 法学部新聞学研究所規程（大学規程集参照）
- 2-5 法学部国際知的財産研究所規程（大学規程集参照）
- 2-6 「Comparative Law Vol.28」目次
- 2-7 「法学紀要第53巻」目次
- 2-8 メディア・イノベーション講座
- 2-9 政経塾

Ⅲ. 教員・教員組織

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- ① 教員に求める能力・資質等の明確化
- ② 教員構成の明確化
- ③ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

点検・評価結果

<知的財産研究科>

大学院設置基準に基づき、教員の必要数はもとより、知的財産研究科の設置理念に則した教員組織としている。知的財産研究科知的財産専攻専任教員資格審査等に関する内規及び知的財産研究科知的財産専攻非常勤教員資格及び兼任教員の取扱を整備している。

【点検・評価項目】

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

【評価の視点】

- ① 編制方針に沿った教員組織の整備
- ② 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
- ③ 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置（修・博士，専門職）

点検・評価結果

<知的財産研究科>

各専攻領域等会議の議により、授業科目と担当教員の適合性が諮られ、研究科運営委員会においてさらに協議し、分科委員会に諮る仕組みとなっている。なお、他の研究科とともに教員資格等に関する内規を整備している。

【点検・評価項目】

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
- ② 規程等に従った適切な教員人事
- ③ 教員の採用・昇格に関して日本大学の教育者・研究者として適正であるとの観点に基づいた選考

点検・評価結果

〈知的財産研究科〉

法学部に準じた方法により、採用及び昇格を行っており、教員規程、日本大学法学部教員資格審査基準、法学部教員昇格審査基準に関する内規等に基づき、教員の採用及び昇格等を行っている。なお、人事委員会においても審査の際に、研究業績だけでなく、教育業績及び校務運営への参画を重要視している。

【点検・評価項目】

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

- ① 教員の教育研究活動等の評価の実施
- ② ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

点検・評価結果

〈知的財産研究科〉

知的財産研究科にFD委員会を設置し、教員の資質の維持向上のため、以下のことを実施している。①学生による授業評価アンケートの定期的な実施。②アンケート結果を担当教員にフィードバックし、必要であれば改善を求める。③教材や授業方法等について意見交換会や検討会を行う。④外部団体等の主催するFD関係の研修会等への教員の参加を促し、報告会を通じてその内容を共有する。また、「修学環境に関する学生と教員の懇談会」を実施し、学生の意見も反映できる仕組みを構築している。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈知的財産研究科〉

国際知的財産研究所との連携で研究会やセミナーを定期的を開催して、知的財産研究科の教育向上を図っている。

〈改善すべき事項〉

〈知的財産研究科〉

現在専門職大学院設置基準における特例措置により必置教員の1/3まではダブルカウント可能であることから、4名の教員が学部と兼務しているが、平成25年度までの特例のため、早急に手当する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

〈効果が上がっている事項〉

〈知的財産研究科〉

国際知的財産研究所の研究会及びセミナーを実施し、効果が上がっていることから、今後これをさらに充実発展させる予定である。

《改善すべき事項》

〈知的財産研究科〉

知的財産研究科の専任・非常勤教員の教育・研究に関する研修会の実施

4. 根拠資料

- 3-1 法学部教員資格審査基準
- 3-2 法学部助手採用内規
- 3-3 法学部教員昇格審査基準内規
- 3-4 法学部教員昇格審査要項
- 3-5 法学部助教再任審査に関する内規
- 3-6 法学部助手再任審査に関する内規
- 3-7 教員の設置基準充足度，年齢構成

IV. 教育内容・方法・成果

IV-1 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

平成19年度に制定した学部・学科の教育研究上の目的に加え，平成22年度には，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー），教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を制定し，学部としての方針を明確にしている。

教育研究上の目的【研究科】

※教育研究上の目的については，「I. 理念・目的」において記載しているが，再掲する。

■大学院知的財産研究科

知的財産の創造，保護及び活用という知的創造サイクルの好循環に貢献する高度な知的財産人材の育成が求められていることに鑑み，知的財産法等の法律分野をはじめとして経営経済分野，科学技術分野等の知識及び実践スキルを教育研究し，経済社会において高度な知的財産実務能力を発揮できる人材を養成する。

教育研究上の目的【専攻・課程】

■大学院知的財産研究科

・知的財産専攻／専門職学位課程

知的財産に関する法理論科目と実践科目（政策，ビジネス，実務，産業技術）を密接に連携させた総合的かつ体系的文理融合教育を展開し，高度なリーガルマインド，ビジネスマインド及びサイエンスマインドの修得を基礎として，知的財産ビジネスを多方面で支援できる知的財産を専門とする人材を養成する。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

〈知的財産研究科〉

標準修業年限を2年とし，修了要件とする45単位以上（うち必修4単位，選択必修14単位を含む）を履修するとともに，論文の審査に合格した者に知的財産修士（専門職）の学位を授与する。

論文は，知的財産に係わる研究の成果であり，批判的思考に基づく論理の展開がなされているものであることを要する。

論文審査にあたっては，①研究テーマの独創性，②当該研究の社会的意義，③文献・資料の引証と妥当性，④論旨の一貫性の審査項目に基づいて行う。

在学年数：標準修業年限は2年。在学年数は，4年を超えることができない。

学位：知的財産修士（専門職）

修了要件として，45単位以上（うち必修4単位，選択必修14単位を含む）を履修するとともに，論文の審査に合格した者に知的財産修士（専門職）の学位を授与する。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

〈知的財産研究科〉

知的財産研究科（専門職）が養成する人材像として掲げる知的財産専門職人材（「知的財産専門人材」ならびに「知的財産マネジメント人材」）を育成するために、知的財産法科目を主幹として、知的財産法制度の体系的知識と知的財産実務スキル、知的財産政策や知的財産経営の知識、技術の基礎的知識が修得できるよう、以下の科目区分によって教育課程を編成する。

- ①法律基礎科目
- ②知的財産法基礎科目〔選択必修：2科目4単位以上〕
- ③知的財産法専門科目〔選択必修：2科目4単位以上〕
- ④知的財産実践（活用）科目〔選択必修：2科目4単位以上〕
- ⑤知的財産実践（産業技術）科目〔選択必修：1科目2単位以上〕
- ⑥国際ビジネス科目
- ⑦研究科目〔必修：1科目4単位〕

【点検・評価項目】

（1）教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

【評価の視点】

- ① 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示
- ② 教育目標と学位授与方針との整合性
- ③ 修得すべき学習成果の明示

点検・評価結果

〈知的財産研究科〉

研究科のホームページ、大学院要覧及び大学院案内に掲載し周知している。学位授与方針は、知的財産ビジネスを多方面で支援できる知的財産を専門とする人材を養成するため、修了要件とする45単位以上を履修し、論文は知的財産に係わる研究の成果であり、批判的思考に基づく論理の展開がなされているものとしている。

【点検・評価項目】

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

【評価の視点】

- ① 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示
- ② 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

点検・評価結果

〈知的財産研究科〉

研究科のホームページ、大学院要覧及び大学院案内に掲載し周知している。知的財産専門職人材並びに知的財産マネジメント人材を育成するために、知的財産法科目を主幹として、知的財産法制度の体系的知識と知的財産実務スキル、知的財産政策や知的財産経営の知識、技術の基礎的知識が修得できる科目を開設した教育課程の編成をしている。

【点検・評価項目】

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

【評価の視点】

- ① 周知方法と有効性
- ② 社会への公表方法

点検・評価結果

<知的財産研究科>

研究科のホームページ、大学院要覧及び大学院案内に掲載し周知している。

【点検・評価項目】

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

- ① カリキュラム改定の検討

点検・評価結果

<知的財産研究科>

知的財産研究科学務委員会及び運営委員会で検討している。本研究科は、平成22年4月に開設した研究科であり、現行カリキュラムについて、他大学の知財研究科とのカリキュラムの比較、検証をしているところである。平成25年度または平成26年度にカリキュラム改定を予定している。

4. 根拠資料

4-1 法学部ホームページ (1-1 資料)

IV-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点】

- ① 必要な授業科目の開設状況
- ② 順次性のある授業科目の体系的配置
- ③ 専門教育・教養教育の位置づけ（学士）

点検・評価結果

<知的財産研究科>

知的財産研究科のカリキュラムは、知的財産法科目を主幹として、知的財産法制度の体系的知識と知的財産実務スキル、知的財産政策や知的財産経営の知識、技術の基礎的知識が修得できるような教育課程を編成している。すなわち、法律基礎科目、知的財産法基礎科目、知的財産法専門科目、知的財産実践（活用）科目、知的財産実践（産業技術）科目、国際ビジネス科目及び知的財産研究科目（研究指導）で編成されている。

知的財産修士（専門職）の学位を得るためには、専攻科目について45単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に論文の審査に合格しなければならない。学生は、修士論文作成のために、指導教授の指導の下、授業科目を体系的に履修していくことになる。また、学生の多様なニーズに応じて多様な履修モデルを設定し、順次性のある授業科目の体系的配置に努めている。

【点検・評価項目】

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

【評価の視点】

- ① 学士課程教育に相応しい教育内容の提供（学士）
- ② 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容（学士）
- ③ 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供（修・博士）
- ④ 理論と実務との架橋を図る教育内容の提供（専門職）
- ⑤ 入学前教育の実施状況

点検・評価結果

<知的財産研究科>

知的財産法科目を主幹として、知的財産法制度の体系的知識と知的財産実務スキル、知的財産政策や知的財産経営の知識、技術の基礎的知識が修得できる科目を開設した教育課程の編成をしている。

2. 点検・評価

《効果が上がっている事項》

<知的財産研究科>

本研究科は平成22年4月開設の専門職課程の研究科であるが、弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除制度により、平成23年3月に第一期生の修了者が免除を受けることができている。同免除を受けるには、28単位分の科目（10科目）全てにおいて、免除を受ける得る授業内容が要求される。

4. 根拠資料

4-2 法学部ホームページ（1-1 資料）

IV-3 教育方法

1. 現状の説明

知的財産研究科の設置科目は、大学院要覧やシラバスにおいて教育内容に適した授業形態を全て明示し、適切に開講している。

【点検・評価項目】

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

【評価の視点】

- ① 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
- ② 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実
- ③ 学生の主体的参加を促す授業方法
- ④ 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導（修・博士）
- ⑤ 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導（専門職）

点検・評価結果

<知的財産研究科>

知的財産研究科の設置科目は、大学院要覧やシラバスにおいて教育内容に適した授業形態を全て明示し、適切に開講している。

学生は、指導教授と綿密に計画を練りながら履修計画を立て、修士論文を最終の成果物として作成していくべき指導を受ける。知的財産研究科では副指導体制を設定しており、複数で学生指導を行っている。また、指導の中では、プレゼンテーション力を高めるべく、修士論文中間報告会や研究会などを設け研究指導をしている。

また、実務家教員を擁していることから、実務的能力の向上を目指した授業科目や研究指導を展開している。

【点検・評価項目】

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

【評価の視点】

- ① シラバスの作成と内容の充実
- ② 授業内容・方法とシラバスとの整合性

点検・評価結果

<知的財産研究科>

WEBシラバスシステムを平成22年度から導入し、以前冊子やCD-ROMで配付していたシラバスに替え、ホームページ上で公開し、容易に検索やダウンロードができるなど、学生に利用しやすいものとした。また、シラバスの記載項目は、次のとおりであり、担当教員は、記載漏れのないよう徹底管理が行われている。

「授業目的」「到達目標」「履修条件」「授業方法」「準備学習」「成績評価」「教科書」「参考書」「授業区分（15回・30回）」

【点検・評価項目】

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）
- ② 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
- ③ 既修得単位認定の適切性

点検・評価結果

<知的財産研究科>

GPAによる厳格なる成績評価の方法を採用し、単位認定は適切に行われている。客観性、厳格性、公平性を担保するために相対評価をもって成績の評価を行っている。（S = 5%・A = 25%・B = 40%・C = 30%・D = 59点以下で絶対評価）

【点検・評価項目】

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

【評価の視点】

- ① 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

点検・評価結果

<知的財産研究科>

教育成果についての定期的な検証の組織が設置されていなく、今後設置を検討する。

2. 点検・評価

《効果が上がっている事項》

<知的財産研究科>

平成22年4月開設の研究科であることから、設置認可書に記載したシラバスであり、履行状況報告も義務付けられており、シラバスに基づいた授業が行われた。

3. 将来に向けた発展方策

《改善すべき事項》

<知的財産研究科>

Webシラバスが有効に活用されるよう改善策を講ずる。例えば、学生が目的にあった授業を選択する場合、評価の高い授業を履修するのは当然であり、授業評価アンケートの結果をシラバスに反映させるなど、シラバスの作成にあたって、学務委員会とFD委員会が連携して改善を行う。

4. 根拠資料

4-3 Webシラバストップページ

IV-4 成果

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

【評価の視点】

- ① 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用
- ② 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

点検・評価結果

<知的財産研究科>

大学院生による研究発表会を年2回開催し、修士論文に向けた研究内容の中間発表や修士論文の発表の場を設けたことで、お互い研鑽し合うことができている。

【点検・評価項目】

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 学位授与基準、学位授与手続きの適切性
- ② 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策（修・博士，専門職）

点検・評価結果

<知的財産研究科>

専門職学位課程の修了については、所定の年限（修業年限2年）在学し、専攻科目について45単位以上を修得、必要な研究指導を受け、さらに論文の審査に合格した者に知的財産修士（専門職）の学位を授与する。学位論文の審査は、指導教授を除く2名以上の審査委員によって行う。審査委員のうち1名を主査とし他は副査とし、主査は教授とする。研究テーマ、研究目的、先行研究のレビューあるいは収集した情報の体系的解析、論文の構成などに基づいて厳正に評価・採点を行う。全審査委員の平均点が60点以上を合格とし、1名でも50点以下とする採点があった場合には不合格とする。この採点結果は、専任教員全員により構成される分科委員会に諮られ、審議を受けるものとする。さらに、学位論文については、論文発表会を開催する。このように、審査委員から指導教授を外し、可否の最終判断は分科委員会の承認が必要とすることとし、その学位論文を公表する手段をも講じることにより、学位論文の審査の厳格性、透明性、公平性を確保する。

V. 学生の受け入れ

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

【評価の視点】

- ① 求める学生像の明示
- ② 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示
- ③ 障がいのある学生の受け入れ方針

点検・評価結果

<知的財産研究科>

知的財産研究科は、養成する人材像に応じて、次のようなアドミッション・ポリシーを持っている。

- ① **知的財産専門人材**（「企業や公的機関団体等における知財実務担当者」、「弁理士」等）
 - ・ 知的財産制度を深く極め、専門家としての力量を高めたいとする意欲を持っていること。
 - ・ 「弁理士」あるいは「知的財産管理技能士」などの資格を取得して知的財産の保護、侵害への対応、流通などの実務に関わることを希望していること。
- ② **知的財産マネジメント人材**（経営幹部・管理者・事業開発者等）
 - ・ 企業や公的機関団体等における技術開発・事業展開やコンテンツビジネスのプロデュースにおいて、知的財産の基本的な知識をもとにして、これまでとは違った幅広い活動に挑戦しようとする意欲を持っていること。将来このような分野に挑戦する意欲を持っていること。
 - ・ グローバルビジネスにおいては標準言語が英語であることに鑑みて、必要なレベルの英語力を有していること。

【点検・評価項目】

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

【評価の視点】

- ① 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性
- ② 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

点検・評価結果

<知的財産研究科>

知的財産研究科の入学試験の種類は、学内推薦入試、一般入試、社会人特別入試、外国人留学生入試の4種類である。7月に第1期学内推薦入試、11月と2月に推薦、一般、社会人、留学生入試が実施される。試験は、筆記試験（英語、小論文）及び口

述試験を行っている。学生募集では、出願期間に合わせて、入試説明会や体験授業を年間で15回程度開催し、さらに、他学部においても説明会を開催している。入試広報委員の先生方が中心に専任教員全員が対応している。試験では、出題や採点においては複数の担当者が厳正な採点を行っている。開設以来の志願者数、合格者数、入学者数においては、入学定員を下回っており、定員の確保が難しくなっている。ホームページ、入試説明会、Web広告などを活用して志願者の増加を図っている。

【点検・評価項目】

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

【評価の視点】

- ① 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
- ② 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

点検・評価結果

<知的財産研究科>

平成22年度の開設以来、入学定員を満たすことができていない。平成22年度の入学定員充足率は43%、平成23年度の入学定員充足率は93%、平成24年度の入学定員充足率は63%である。3年間の平均は66%であり、志願者の獲得が最重要課題である。特に、社会人学生の志願者、入学者に苦戦しているため、その対策を検討している。

【点検・評価項目】

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

指定なし

点検・評価結果

<知的財産研究科>

学生受け入れ方針に従い、入試広報・情報委員会、運営委員会、分科委員会において定期的に検証をしている。ホームページやバナー広告を有効活用するほか、入試説明会に加え体験授業を取り入れ、説明会の回数も大幅に増やすなど広報活動を拡充している。

2. 点検・評価

《改善すべき事項》

<知的財産研究科>

社会人学生の獲得をどうするか、広報活動の見直しを行う。

3. 将来に向けた発展方策

《改善すべき事項》

〈知的財産研究科〉

学内推薦入試と社会人特別入試の広報活動の拡充について、理系学部の学生と教員への説明強化と会社の知財部の社員、管理職への説明会の実施を積極的に行う。

4. 根拠資料

- 5-1 法学部ホームページ（1-1 資料）
- 5-2 学部案内
- 5-3 入学試験（学部）

VI. 学生支援

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- ① 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

点検・評価結果

<知的財産研究科>

指導教授の指導が一番重要であるが、事務としては大学院要覧を中心に教務課、学生課、就職指導課の各窓口などで対応している。

学生に対する生活支援については、アルバイトを希望する学生のために、学業の妨げにならない範囲のアルバイトを紹介している。また、アパート・マンションの入居を希望する学生については、業務委託会社と提携し、紹介している。

【点検・評価項目】

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性
- ② 補習・補充教育に関する支援体制とその実施
- ③ 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性
- ④ 奨学金等の経済的支援措置の適切性

点検・評価結果

<知的財産研究科>

学生と教員による修学環境に関する懇談会などを年1回以上開催し、修学支援に対する体制を整えている。

経済的支援を行う奨学金としては、学外組織による貸与型の「日本学生支援機構奨学金」があるが、これとは別に、法学部独自の奨学金を運用している。

このうち、「法学部第1種奨学金」については、平成23年度より大学院研究科より1名推薦し、奨学生選考委員会で決定している。

- ・生活困窮者の経済的な支援を目的とした奨学金（給付：返還不要）
 - ① 法学部第2種奨学金（授業料相当額を上限とする）
 - ② 法学部校友会奨学金（半期授業料相当額を上限とする）
- ・国家試験、研究者等志望の優秀な学生を奨励する奨学金（給付：返還不要）
 - ① 法学部永田奨学金（12万円／年）
 - ② 法学部第1種奨学金（30万円／年）

【点検・評価項目】

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮
- ② ハラスメント防止のための措置

点検・評価結果

<知的財産研究科>

①心身の健康保持・増進については、学校保健安全法、結核予防法の定めに従い、年に1回、4月に定期健康診断を実施している。また体育の授業内においても心身の健康保持・増進について指導を行っている。

保健室には看護師を2名（時差勤務）配置し、夜間授業時間帯にも対処している。また、週2日午後に内科医が勤務し、健康相談に対応している。希望者には、日本大学医学部附属病院、歯学部歯科病院等への紹介状を発行している。さらに、学生からのメンタルヘルスやハラスメントの相談については、学生相談室を、月曜日から金曜日までの毎日開室し、大学本部から臨床心理士の資格を持つ専門カウンセラーが来室し、学生の相談に当たっている。その他にもインテーカー資格を持つ学生生活委員会委員の教員が相談室や各研究室において初歩の相談に当たっている。

②ハラスメント防止については、本部作成のリーフレットと法学部人権委員会作成の学生用リーフレットを配布している。また、本部が教職員に対してハラスメントに関する巡回講演会を実施している。

【点検・評価項目】

（4）学生の進路支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
- ② キャリア支援に関する組織体制の整備
- ③ 関連国家試験対策及び合格率

点検・評価結果

<知的財産研究科>

法学部で実施している下記の進路支援のほか、知的財産法学研究科独自で就職指導委員会を組織し、特に中小企業への就職も視野に入れて、就職指導を実施している。

①5月の総合ガイダンスを始めとして、就職に関連するマナー、筆記試験・面接対策、業界研究、企業セミナー等を実施している。また、就職（進路）指導委員および就職指導課員により進路に関するあらゆる相談に応じている。

②1年次よりキャリアプランガイダンス、キャリア教育講座の実施、2年次より強み発見テスト、キャリア支援講座、進路適性検査等を実施、また就職（進路）指導委員会においてキャリア教育小委員会を設置し、キャリア支援を実施している。

③公務員試験関係について、各種官公庁や警察関係の採用担当者を招聘して、試験対策等の指導およびエクステンションセンターと連携のもと各種支援を遂行している。

④学生一人一人のキャリアアップ・スキルアップをサポートするために法律分野、会

計分野，語学分野，公務員及び就職対策に関する課外講座を実施しており，平成22年4月にエクステンションセンターを立ち上げ，それまで複数の部署で行っていた課外講座の窓口を一本化させ，学生の資格取得支援を積極的に行っている。

2. 点検・評価

《効果が上がっている事項》

〈知的財産研究科〉

学生の早期からの進路についての関心が高まっていること，各種就職行事への参加数が増えていることからして，その意識づけにおいて一定の効果があったと考えられる。

3. 将来に向けた発展方策

《効果が上がっている事項》

〈知的財産研究科〉

自発的進路検討の動機づけ環境作り。

就職難の叫ばれる近年だが，大量の情報があふれ，受身のまま自分に必要な情報を手に入れ損なっている学生が少なくない状況もみられる。このような環境下，特に重要なのは自分に必要，有益な情報を識別できるようになる自発的進路検討の取組みとなり，法学部及び知的財産研究科ではこの点に力点をおいた諸ガイダンスの展開に努め，近年も一定水準の就職率に到達している。

また，公務員試験・資格試験合格を目指す学生たちに対しては，エクステンションセンターとの協力体制強化を進め，徐々に合格者増に結びついている。

《改善すべき事項》

〈知的財産研究科〉

就職指導課単独の活動にとどまらず，教務，学生生活を含む学生データベースの活用を基に科目履修，課外活動等の情報を踏まえた総合的進路指導，支援の実行を目指したい。

その上で，各種ガイダンスは常に学生の要望に応える視点を持つとともに，環境変化に対応した内容として，実施日・時間なども学生にとってより参加し易い設定となるよう，学部全体の理解の下で検討を進めていこうと考えている。採用側の求める人材像は多様化が進む中，それに対応した支援体制づくりに努めたい。

上記に加え，今後は知的財産に関心のある企業を更に開拓し，就職斡旋に力を入れていく所存である。

4. 根拠資料

6-1 平成21～23年度就職状況

6-2 平成21～23年度国家試験等合格者数

- 6-3 日本大学法学部奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-4 日本大学法学部校友会奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-5 日本大学法学部永田奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-6 日本大学法学部山岡奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-7 日本大学法学部奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-8 巡回無料法律等相談パンフレット
- 6-9 エクステンションセンターパンフレット

Ⅶ. 教育研究等環境

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- ① 学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化
- ② 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画
- ③ 正規カリキュラム以外での教育環境の整備

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

「キャンパス整備委員会」を設けて法学部（各大学院を含む）施設におけるキャンパス整備計画を検討・策定し周知を図っている。また具体的な実施にあたっては学部事務局執行部にて構成される「営繕・管財会議」にて対応している。

情報環境については、93室ある教室のうち79室（85％）にAV卓及びプロジェクターを設置しており、各種情報機器のデータを表示することが可能である。また、13室（14％）の教室にパソコンを設置しており、パソコンを利用した授業を行う事が可能である。

また、学生が利用できるパソコンは図書検索等のパソコンも含め998台（5月1日現在）あり、学部第一部学生数7,088名に対しては14％の設置率である。

教職員に対しては、全教職員にパソコンを貸与し、サポートについても業務委託契約による情報センターを設置し万全の体制を構築している。無線LANの環境も整備されており、無線LAN内蔵のノートパソコンであれば、接続申請を行うことで、利用することが可能である。今後は、スマートフォン等に対しても無線LANにより接続できる環境を整備する予定である。

なお、情報環境については、情報システム管理委員会の議を経た上で整備を実施している。

正規カリキュラム以外の教育環境としては、エクステンションセンターを設置し、各種課外講座を開講し、学生の資格取得支援を行っている。

【点検・評価項目】

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

【評価の視点】

- ① 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成
- ② 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

キャンパス・アメニティとは、キャンパス内で活動する学生や教職員にとって快適

で安全な施設を整備し，提供することである。校地・校舎面積については，千代田区に三崎町キャンパス，さいたま市に大宮キャンパス，神奈川県に箱根仙石原寮，長野県に蓼科高原セミナーハウスを保有しており，大学設置基準を上回っている。校舎については，諸法令に準拠する形での維持，管理，安全・衛生面の確保に努めている。主たる教育施設である本館については，平成21年度から平成24年度までの期間，耐震補強設計及び工事を実施することにより，耐震面での安全性の確保を図る。さらに平成23年度から平成24年度までの期間，本館改修工事を実施し，長年の利用に伴い生じた諸法令（建築基準法，消防法等）との不整合部分についての解消を図る。

また老朽化した6号館を取り壊し，学生の課外・サークル活動に資するための新6号館新築工事を平成23年度から開始しており，平成25年7月に竣工予定である。

なお，大学院教育の重要性を鑑み，研究活動機能の効率化の観点から，それまで複数の号館に分散して配置されていた大学院研究室を2号館に集約した。

【点検・評価項目】

（3）図書館，学術情報サービスは十分に機能しているか。

【評価の視点】

- ① 図書，学術雑誌，電子情報等の整備状況とその適切性
- ② 図書館の規模，司書の資格等の専門能力を有する職員の配置，開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境
- ③ 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

①図書，学術雑誌，電子情報等の整備状況とその適切性

本学部図書館の蔵書数は，503,531冊である。また，学術雑誌は2,939種類である。オンラインデータベースは12種類を保有しており，本学総合学術情報センター等が提供している電子情報とともに，本学部ホームページの図書館ページにリンクして利用できるようにしている。

収集資料の選定は，教員・学生からの図書購入推薦書及び各学科担当教員の選定委員が選書したリストを図書委員会又は図書選定小委員会に諮り決定する体制を採り，学部の学科構成に基づいた選書を行っている。

開架書架には図書を配架しており，利用者が直接手に取って利用できるようにしている。閉架書庫には学術雑誌，判例集，法令集など，より専門性の高い資料を配架しており，出納式を採用している。学術雑誌の中でも法学関係の基本的な雑誌については，開架書架にコーナーを設け，利用者が直接手に取って利用できるようにしている。

また，貴重書庫が設置されており，著名な法学者や政治学者，経済学者の名著や旧蔵書，特定主題のコレクション等を所蔵し，そのうち貴重書についてはデジタル化に着手している。

②図書館の規模，司書の資格等の専門能力を有する職員の配置，開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

本学部図書館は，敷地面積1,954.75㎡，建築面積1,271.54㎡，延床面積10,153.80㎡，地上7階，地下2階建ての国内最大級の法学関係の専門図書館である。解放性あ

る施設、ゆとりある空間を確保して、良質な教育・学習環境を提供している。

司書資格を有する職員は、業務委託により主に閲覧業務担当者として配置されており、カウンターにおける各種受付、各種レファレンス及び図書館の利用指導などに従事している。ただし、専任職員9名のうち司書有資格者は1名しか配置されておらず、さらなる図書館サービスの維持向上を図るためには、専門能力を有する専任職員の配置が切に望まれる。

開館時間は、平日9時から22時、土曜日9時から21時、夏期休暇取扱期間中の平日10時から21時（平成23年度は節電対策により10時から19時）、土曜日及び本学の夏期一斉休暇期間は10時から18時である。平成23年度の開館日数は280日、年間延べ入館者数は480,488名（1日平均1,716名）で、1学部図書館としては非常に多数の利用者が入館している。

閲覧室には、利用者が快適に勉強できるよう、機能的な閲覧机や椅子を設置している。閲覧室の座席数は945席である。個人での研究・学習スペースが確保できる、パソコン、プリンタを配備した個人閲覧ブースも設置している。

情報検索設備としては、本学部の学生がパソコン等を利用して各種の情報資源を自由に活用できるメディア教育センターが設置されている。

③国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

学内の他学部図書館だけではなく、他大学図書館との相互協力を図る前提として、本学部図書館も国立情報学研究所（NII）のNACISIS-CAT（目録所在情報サービス）に参加して、書誌・所蔵データを登録している。NACISIS-IILLシステム及びIILL文献複写等料金相殺サービスにも参加して、大学図書館間の相互協力に貢献している。また、本学部図書館が発行する紹介状と学生証、教職員証を持参することにより、他大学図書館でも閲覧等のサービスを受けることができるようになっている。

本学部図書館は、専修大学図書館神田分館と利用者サービスの向上や図書資料の充実を目指し、相互協力の覚書を取り交わしている。これにより、本学部の専任教職員と大学院3研究科生は専修大学図書館神田分館の利用が可能になっており、同様に専修大学からの利用者を受け入れている。

地域への貢献としては、千代田区立図書館と相互協力に関する覚書を取り交わしている。千代田区在住で、千代田区立図書館に登録し、本学部図書館の資料で調査・研究をするテーマを持っている満20歳以上の利用者は、本学部図書館が利用できるように地域住民に対するサービスを行っている。なお、年1回開催されている千代田区立図書館と区内大学図書館の連絡会に参加し、各館との情報交換を行っている。

【点検・評価項目】

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【評価の視点】

- ① 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備
- ② ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備
- ③ 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

学部教育の充実及び大学院博士後期課程の学生の教育研究能力の発展のためティーチング・アシスタント（TA）を採用し、教育研究の等を支援する環境を整備している。

法学部研究費には、「学術研究」及び「出版助成・刊行助成」の種目があり、「学術研究」には、「個人研究」・「共同研究」・「奨励研究」の3種目の研究費給付対象を設けて、助手以上の専任教員が個人で行う研究及び3人以上が共同で行う研究を支援すると共に、その研究成果公表の予算的支援を行っている。

また、平成23年度より、外部資金獲得時の間接経費相当分の金額を給付する「加算研究費」を導入し、研究成果に応じたインセンティブを提供している。

教員の勤務に関する内規により、週当たり担当基準時間数を10時間（5講義）としている。

助教以上の全専任教員に個人研究室を整備している。助手については共同研究室を整備している。

また、研究室の面積であるが、1人当たりの研究室については、平均で18.54㎡（最低15.36㎡）となっている。ただし、本館以外の研究室については、20㎡以上となっている。

平成24年度から始まった支援であるが、大学院生が所属する学会において、全国大会レベルの学会発表する場合、旅費交通費等の支援をしている。

【点検・評価項目】

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

【評価の視点】

- ① 研究倫理に関する学内規程の整備状況
- ② 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

①研究倫理に関する学内規程の整備状況

「研究費等運営・管理ガイドライン等の諸事項に関する対応について」（平成19年4月16日日本大学研究員会決定）及び「研究活動の不正行為対策及び研究費の不正使用対策に関するガイドライン等の制定について」（平成19年3月8日付け本部通知）に添付された各種ガイドライン等に加え、「日本大学法学部研究費規程」に基づき「日本大学法学部における研究費の取扱いに関する内規」を制定している。

②研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

研究委員会の部会として本部のガイドラインに沿った構成員から成るコンプライアンス専門部会を設置し、研究倫理に関する事項が発生した場合に対応する体制を整備している。

また、研究費の使用について検討を要する事例が発生した場合には、事例により、研究委員長の判断及び研究委員会の協議をもって可否を決定し、適正な運営が行われている。

2. 点検・評価

《効果が上がっている事項》

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

平成23年度より導入した「加算研究費」によるインセンティブの提供により、科研費申請件数の増加傾向が見受けられ、加えて研究分担者の数も増加している。

また、大学院生の研究室等を2号館に集約したことにより、研究活動の効率化を図ることができた。

《改善すべき事項》

〈知的財産研究科〉

研究活動の実施に必要な施設整備の計画性に脆弱な点があるので、予算編成等を見据えた施策の検討・実施を行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

《効果が上がっている事項》

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

建築年が古い6号館を建て替えしており、今後、3号館（昭和38年竣工）、5号館（昭和41年竣工）を建て替えることにより、耐震面及び機能面の向上を図る。

外部資金獲得のための情報提供及び研究者支援業務の拡充を図る。

《改善すべき事項》

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

研究費の申請額の下限について周知を検討する。

学内無線LANをノートパソコン以外にもスマートフォン等の接続を可能にすることにより、学生の教育研究環境のさらなる改善を図る予定である。

4. 根拠資料

- 7-1 図書館利用案内
- 7-2 日本大学研究倫理ガイドライン
- 7-3 日本大学研究費等運営・管理ガイドライン
- 7-4 日本大学研究費等運営・管理要項
- 7-5 日本大学における研究活動の不正行為対策のガイドライン
- 7-6 日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規
- 7-7 日本大学における研究費等の取扱いに関する内規
- 7-8 日本大学法学部研究費給付規程
- 7-9 日本大学法学部における研究費の取扱いに関する内規

Ⅷ. 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【評価の視点】

- ① 産・学・官等との連携の方針の明示
- ② 地域社会・国際社会への協力方針の明示

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

①産・学・官等との連携の方針の明示

各研究所の規程に「目的」の条項を設け、これを日本大学法学部ホームページに掲載して広く連携の方針を明示している。

②地域社会・国際社会への協力方針の明示

各研究所の規程に「目的」の条項を設け、これを日本大学法学部ホームページに掲載して広く連携の方針を明示している。

【点検・評価項目】

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【評価の視点】

- ① 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動
- ② 学外組織との連携協力による教育研究の推進
- ③ 地域交流・国際交流事業への積極的参加

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

年2回開催される「全国大学政策フォーラム」に公共政策学科のゼミナールが毎回参加し、優秀な成績を修めている。また、学生政策提案フォーラムin埼玉においても優秀な結果を修めた。これらは、学生が企画する政策が地域に還元するなどの評価を得ているものである。

①教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

平成21年9月末から10月にかけて各研究所は、「法学部創設120周年記念シンポジウム」を開催し、その研究成果を広く公表して社会に還元した。

また、「日本大学法学部創設120周年記念論文集」を刊行した。

無料法律相談会[定期(年8回)・巡回(年1回)]及び行政相談会(学部祭期間中3回)を開催し、教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動を行っている。

また、東日本大震災被災者支援を主たる目的として、弁護士・税理士・司法書士による幅広い相談窓口として、郡山市において特別巡回無料法律等相談会を開催し教育研究成果を基に社会の要請に応じたサービス活動に努めている。

新司法試験への移行に伴いシンポジウム「司法試験予備試験と法学教育」（平成22年7月10日（土））を開催し、新制度導入に伴う法学教育について広く社会に成果を還元した。

新聞学研究所シンポジウム・国際知的財産研究所講演会等を開催し、研究成果を広く社会に公表して還元している。

また、平成23年度から研究所紀要のうち「日本法学」「政経研究」「法学紀要」「日本大学知財ジャーナル」について日本大学法学部ホームページ及び国立情報学研究所運営サイトC i N i i A r t i c L e s 上で電子公開し、瞬時に広く国際規模での情報提供を行うことでサービス活動の幅と質を高めている。

② 学外組織との連携協力による教育研究の推進

法学部及び附置研究所の活動として、下記のとおり学外組織との連携協力による教育研究を行っている。

- ・ 日本学術振興会受託事業として「アジア学術セミナー」を開催し、日本及び韓国の若手研究者を対象に最新の学術研究動向に関する短期集中型の研修の機会を提供し、もってアジア諸国の研究水準の向上及び研究者の養成に資することを目的として、韓国の高麗大学 校政経大学との共催によるセミナーを実施した。
- ・ 平成23年度公益財団法人新聞通信調査会公募委託調査研究において採択され、研究期間は平成24年7月末日まで継続している。
- ・ 比較法研究所E U法研究会によるE U慶應ジャン・モネ研究センター共催、日本E U学会後援のワークショップを開催した。
- ・ その他日本大学学部連携研究推進シンポジウム（新エネルギー財団と日本大学法学部法学研究所が後援）、政経研究所による政経塾、新聞学研究所によるメディアオノベーション講座の実施等

③ 地域交流・国際交流事業への積極的参加

地域交流としては、前掲の無料法律相談会・行政相談等を行い、国際交流事業としては以下の活動を行っている。

日独交流150周年を記念して「日独交流150周年記念講演会」を開催し、駐日ドイツ連邦共和国大使による講演を行った。

日本大学海外学術交流基金による海外客員教授招へい事業に毎年度採択を受け、学術提携校より客員教授を招へいして特別講義を実施すると共に、法学部基金による外国人研究者招へい事業を行い、外国人研究者を招へいして特別講義を実施し学部生・大学院生・教員に国際的な視野による教育研究の機会を提供する国際交流事業を行った。

さいたま市及び近隣に所在する12大学により、平成23年10月26日に「大学コンソーシアムさいたま」が設立され、法学部もコンソーシアムに参加し、大学相互の連携及び交流と活力ある地域社会の形成及び発展に寄与することとなった。併せて、同日付けで「さいたま市と大学コンソーシアムさいたまとの連携に関する包括協定」が締結され、市とコンソーシアムが幅広い分野において、密接な協力と連携により、大学の連携組織という特色を活かしつつ、市及びコンソーシアム並びに地域社会の発展に寄与する取組が開始された。

4. 根拠資料

- 8-1 平成 21 年度事業報告
- 8-2 平成 22 年度事業報告
- 8-3 平成 23 年度事業報告

Ⅸ. 管理運営・財務

Ⅸ-1 管理・運営

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- ① 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知
- ② 意思決定プロセスの明確化
- ③ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ④ 教授会の権限と責任の明確化

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

大学の理念・目的を実現すべく、毎年作成する事業計画において、短期、中期及び長期の計画を策定し、教授会に諮った上で、本部（法人）に提出し、大学としての事業計画として集約されており、大学のホームページ上にも掲載し、学内外に対し周知している。

また、学部の教育・研究に関する事項を統括し、諸規程に定められた事項を管掌している学部長は、学部長の諮問機関である委員会等の答申を基にしながら、教育及び研究に関する重要な事項について審議機関である教授会と連携し、学部運営を行っている。

【点検・評価項目】

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

【評価の視点】

- ① 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用
- ② 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化
- ③ 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

本学においては、法令、寄附行為及び学則に基づき定めている「規則」、本学の組織、管理・運営及び教学の基幹となる事項を定めている「規程」、規則及び規程の細目を定めている「細則」、規則及び規程の運用に関して定める「内規」等が整備されており、これらの諸規程に基づいて管理運営が行われている。

また、学部長は学部の教育・研究に関する事項を統括し、諸規程に定められた事項を管掌する旨日本大学教育職組織規程に明記されており、諸規程において権限及び責任が明確に定められている。

学部長の選考方法については、日本大学学部長選挙規程に明記されており、同規程に基づき適切に選考されている。

【点検・評価項目】

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

【評価の視点】

- ① 事務組織の構成と人員配置の適切性
- ② 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策
- ③ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

法学部の事務組織については、日本大学事務職組織規程、事務分掌については、日本大学学部事務分掌規程に基づき定められている。また、人員配置については、職員個々の経験年数等も考慮した上で、業務が円滑に遂行するような配置を行っている。また、学生募集及び入学事務に関する事務を分掌する入学センター、また、研究事務課内にエクステンションセンターを設け、資格取得に直結した様々な分野の課外講座を開設するなど事務機能を改善し、業務の多様化に対応している。さらにネットワーク共有ファイルを整備し、業務の共有化を図っている。

なお、職員の採用及び昇格については、職員の採用及び資格等に関する規程に基づき適切に運用されている。

【点検・評価項目】

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

- ① スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

本大学では、階層別研修及び業務別研修を実施しており、階層別研修としては、階層ごとに期待される役割を自覚するとともに役割遂行に必要な能力を習得することを目的に初任研修（事前・フォローアップ）、3年次研修、5年次研修、主任研修、課長補佐研修及び課長研修を行っている。また、業務別研修としては、本部の所管課が中心となり、業務上必要なスキル・知識の習得を目的とする全学部を横断した業務別研修を行っており、事務職員の資質の向上が図られている。

学部においては、学外の研修等に積極的に職員の派遣させることにより意欲・資質の向上を図っている。また、毎年2名の職員を2週間、海外派遣を行っており、職員自ら計画を作成させ意欲・資質の向上を図っている。

2. 点検・評価

《効果が上がっている事項》

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

学外の研修に職員を派遣していることにより、本人以外の職員の意欲向上につながっている。

《改善すべき事項》

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

業務が多様化し、事務処理が複雑になったことで、今まで以上にスタッフの資質の向上が必要であり、配置転換等により大学職員としてのスキルを身につけさせる必要があるが、職員数減等の理由により、計画的に配置転換することが難しい状況にある。

3. 将来に向けた発展方策

《改善すべき事項》

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

大学職員として必要な知識及びスキルを身につけさせるためにプログラムを開発する必要がある。

Ⅸ－２ 財務

１．現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

【評価の視点】

- ① 中・長期的な財政計画の立案
- ② 科学研究費補助金，受託研究費等の外部資金の受け入れ状況
- ③ 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

〈中・長期的な財政計画の立案〉

教育部門に関する将来計画としては，本学の教育理念を踏まえつつ，同僚他大学や他学部に向けを取らない独自性を醸成し続けることにより，大学全入時代と言われる現状を勝ち抜いていく方向付けを決定するためにも更なる検証が必要である。

その実現のためにも確固たる基本方針を確立した上で，教育・研究の将来構想と学部財政の現状を全教職員が共通の理解のもと推進していく必要がある。

また，日本私立学校振興・共済事業団からの私立大学等経常費補助金の取扱いに関する通知に基づき，入学定員超過率の引下げ（平成24年度予算で1.20倍，平成25年度以降は1.15倍）が収入予算を圧迫する大きな要因となっている。

このように資金調達環境が厳しさを増す一方で，キャンパス整備と学生の学力レベルを下げることなく定員を確保すると共に質の高い教育・研究を実現することで，学生への還元を図ることが財政の安定性を確保することに直結する。

そのためには，限られた財源の中で効率的な予算配分と学部の将来像を見据えた事業計画を立案しつつ，財政基盤の強化が必要不可欠である。

現在，キャンパス整備事業として，三崎町本館耐震補強工事（平成20～24年度），3号館隣接地及び本館隣接地土地・建物の購入（平成22年度），5号館隣接地土地・建物の購入（平成23年度），6号館新築工事（平成22～25年度）を実施，推進中であり，更に引き続き5号館新築工事，3号館新築工事を計画中である。

〈科学研究費補助金，受託研究費等の外部資金の受け入れ状況〉

大学の質的評価向上に資する学外からの競争的資金獲得に向けて，従前より教員に対して積極的に申請するよう所管部署より奨励してきた。

科学研究費補助金に関しては，平成23年度より，研究代表者もしくは研究分担者として補助金を獲得した教員に対して，学部予算を財源として個人研究費に受入金額に応じた額を加算研究費として上乘せし，更なる競争意識の向上を図っている。

これにより，積極的な外部資金獲得を教員へ働きかける効果が認められ，申請件数の増加に良好な影響を与えている。

文部科学省科学研究費補助金については，研究代表者としての受入実績として，平成21年度3件（7,670千円），平成22年度3件（2,990千円），平成23年度7件（8,580千円），平成24年度8件（6,760千円），また，研究分担者分として，平成21年度7件

(2,730千円)、平成22年度9件(2,069千円)、平成23年度10件(2,844千円)となっている。

なお、申請件数については、平成21年度7件、平成22年度11件、平成23年度11件、平成24年度14件と着実に伸びが認められる。

また、厚生労働省科学研究費補助金は、平成21年度1件(700千円)、平成22年度1件(500千円)、平成23年度1件(1,205千円)、平成24年度2件(3,100千円)を受け入れている。

なお、申請件数については、平成21年度1件、平成22年度1件、平成23年度1件、平成24年度2件となっている。

更に、受託研究費の受入実績は、平成22年度2件(10,302千円)、平成23年度1件(1,535千円)となっている。

〈消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性〉

法人本部の予算編成基本方針に「消費支出比率(消費支出/帰属収入)は、95%を超えないことを目標とする」とあるが、平成21年度95.37%、平成22年度95.23%、平成23年度97.98%と、本学としての目標達成が困難な財政状況にある。しかしながら、全国平均レベル(平成21年度106.8%、平成22年度105.9%)と比して10%程度の低さで推移してきている。

また、人件費比率(人件費の帰属収入に対する割合)並びに人件費依存率(人件費の学生生徒等納付金に対する割合)に関しては、共に過去3年間平均で全国平均と比して約10~20%程度の低さで推移しており、良好な数値と言える。

一方、貸借対照表関係比率であるが、自己資金構成比率(基本金と消費収支差額を合計した自己資金に対する総資産に占める割合)に関しては、過去3年間平均で全国平均と比して11%程度上回っており、良好な数値である。

また、固定比率(固定資産の自己資金に対する割合)に関しては、一般的に100%以下が望ましいとされるが、99%台を推移しており、全国平均より下回っている。

以上のことから、本学部の各財務比率は、同僚他大学と比して平均レベルであり、概ね良好な傾向で推移してきた。

しかしながら、中・長期計画では三崎町キャンパス整備事業が継続して推進中であることや学生生徒等納付金収入が暫減傾向にあることから、現状の数値を維持することが困難な状況になりつつある。

【点検・評価項目】

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

【評価の視点】

- ① 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査
- ② 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

【全体】〈予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査〉

予算編成にあたり、法人本部の予算編成基本方針及び予算編成留意事項に基づき、学部独自の教育・研究に関する施策と管理運営に関する施策を明示した予算編成基本方針を作成している。

ゼロベース予算の考え方について周知徹底を図り、新規・継続を問わず全ての事業について費用対効果による分析・再評価を行い、実行可能かつ適正な予算計上を各部署へ求めている。部署から提出された部署別予算書を会計課にて精査し、予算折衝時に学部執行部が中心となり、新規事業は必要性和期待される効果と共に優先順位を検証し、継続事業については執行実績と申請額を比較検証し、コストバランスを考慮して予算配分している。緊急性や重要度が低いと判断された事業については、協議の上、事業規模の縮小もしくは中止としている。

また、予算計上済の案件であっても、執行に際しては各部署において申請額に固執することなく、支払金額の精査を行うと共に必要に応じて別途決裁をもって承認を得ることで学内のコンセンサスを図り執行している。

決算の内部監査に関しては、私立学校法及び学校法人日本大学寄付行為に基づく法人の監事による監査（年1回）、並びに法人が委嘱した公認会計士による会計監査（年3回程度）を内部監査として実施している。

前回監査において指摘を受けた事項や検討指示があった項目については、直ちに事務処理に反映し、適切な会計処理に努めている。また、公認会計士による監査時に日常業務の会計処理に関する相談を適宜行い、処理の統一性を図っている。

〈予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立〉

予算執行の費用対効果を各部署で分析し、既存業務の合理化に対する意識高揚を促すために次年度予算編成の参考資料として、目的別決算書を配布している。

実行可能で適正な金額を予算計上することはもちろんのこと、予算執行に際しては計画に基づくものでなければならないことの重要性を各部署へ再認識させ、コスト削減に向け徐々に効果を上げている。

具体的には、予算と決算の差異事由を明確化させ、原因分析するために「決算における予算との差異事由・改善計画書」を各部署から提出を求め、その分析に基づき予算編成へと帰結させる一連のフローを繰り返すことにより、全教職員へ意識付けがなされつつある。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

会計監査において、関係法令や判例に基づく具体的事例等、専門的知識を有し実務経験を積んだ公認会計士から日常業務の処理に関して問題提起をされることにより、従前から行ってきた会計処理に関しても常に問題意識が萌芽し、業務全般に対する視野が広がり、より適切な業務処理ができるようになった。

〈改善すべき事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

本館耐震補強工事等の教育研究環境に係る整備・充実を主眼とした三崎町キャンパス整備事業に対し、重点的に資金供給を優先させてきた。

中でも本館耐震補強工事に関しては、国土交通省からのモデル事業に選抜され、国庫補助金を獲得するなど、学部独自の取り組みにより外部資金を調達した。

しかしながら、老朽化する建物に関して、将来の取替更新に備えるべき第2号基本

金への組入及び諸引当資産への組入（積立）に対する資金確保が困難な財政状況になりつつある。

4. 根拠資料

9-1 財務比率の推移

X. 内部質保証

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

- (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- ① 自己点検・評価の実施と結果の公表
- ② 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

法学部では、大学の規程に基づき、3年ごとに自己点検・評価を実施しており、自己点検・評価を実施しない年度は、改善結果を本部に報告しており、自己点検・評価については、全学自己点検・評価報告書として日本大学ホームページに掲載することで、社会に対する説明責任を果たしている。

【点検・評価項目】

- (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

【評価の視点】

- ① 内部質保証の方針と手続きの明確化
- ② 内部質保証を掌る組織の整備
- ③ 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立
- ④ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

本学においては、日本大学自己点検・評価規程において、3年ごとに自己点検・評価を実施するだけでなく、実施しない年度についても改善結果報告を課す仕組みとなっている。また、毎年の事業計画においても、自己点検・評価における指摘事項を含めて計画を作成することとなっている。さらに、事業報告書では、事業計画の進捗状況について評価する仕組みとなっている。

【点検・評価項目】

- (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

【評価の視点】

- ① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
- ② 教育研究活動のデータ・ベース化の推進
- ③ 学外者の意見の反映

④ 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

本学の場合，3年ごとに自己点検・評価を実施し，その際に改善が必要な事項を明らかにしている。そして，自己点検・評価を実施しない年には，改善事項についての改善結果の報告を求めており，組織レベルの自己点検・評価活動の実質化を図っている。

また，個人レベルの自己点検・評価活動については，研究活動以外にも教育活動及び社会活動の状況を随時，全学的なデータベースシステム「日本大学研究者情報システム」に入力することとなっており，これによりRead & Researchmapへも自動的に更新が行われるシステムとなっている。

その他に内部質保証システムを適切に機能させる仕組みとしては，毎年法人監事によって教育，研究及び管理運営に関する監査が行われており，併せて自己点検・評価の改善事項の進捗状況の確認，文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項への対応について確認が行われている。

4. 根拠資料

10-1 日本大学自己点検・評価規程

大学院知的財産研究科の改善意見

| | |
|--------------|--|
| 学部等名 | 大学院知的財産研究科 |
| 大項目（基準） | Ⅲ 教員・教員組織 |
| 改善事項 | 安定した教員組織を構築する。 |
| 改善の方向及び具体的方策 | <p>（改善の方向）</p> <p>現在の必要専任教員 12 名のうち、4 名の教員が平成 25 年度までの特例により学部との兼務となっていることから、これを改善する。</p> <p>（具体的方策）</p> <p>兼務状況を改善するために、早急に専任教員の採用を行う。</p> |
| 改善達成時期 | 平成 26 年 4 月 |
| 改善担当部署等 | 大学院知的財産研究科運営委員会，人事委員会 |

| | |
|--------------|--|
| 学部等名 | 法学部，法学研究科，新聞学研究科，知的財産研究科 |
| 大項目（基準） | Ⅵ 学生支援 |
| 改善事項 | 事務局全体で利用できる学生データベースを構築すべきである。 |
| 改善の方向及び具体的方策 | <p>（改善の方向）</p> <p>学生の情報について、各課それぞれがデータベースを作成しているが、全体でデータベースを構築し、より有用なデータを抽出できるシステムをつくるべきである。</p> <p>教育研究上の目的を達成するためには、学生の追跡調査を基にした各種データが必要不可欠である。</p> <p>（具体的方策）</p> <p>早急にワーキンググループを立ち上げ、データベースを構築する。</p> |
| 改善達成時期 | 平成 26 年 4 月 |
| 改善担当部署等 | 教務課，入学センター，会計課，研究事務課，就職指導課 |

評定一覧表

| 基準名 | | 知的財産研究科 |
|-------|---|---------|
| 1 | 理念・目的 | — |
| 2 | 教育研究組織 | — |
| 3 | 教員・教員組織 | B |
| 4-(1) | 教育内容・方法・成果 (教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針) | A |
| 4-(2) | 教育内容・方法・成果 (教育課程・教育内容) | A |
| 4-(3) | 教育内容・方法・成果 (教育方法) | A |
| 4-(4) | 教育内容・方法・成果 (成果) | A |
| 5 | 学生の受け入れ | A |
| 6 | 学生支援 | — |
| 7 | 教育研究等環境 | — |
| 8 | 社会連携・社会貢献 | — |
| 9-(1) | 管理運営・財務 (管理運営) | — |
| 9-(2) | 管理運営・財務 (財務) | — |
| 10 | 内部質保証 | — |

[注]

評定は、以下の基準を目安に付している。

S－ 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標の達成度が極めて高い。

A－ 概ね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標もほぼ達成されている。

B－ 方針に基づいた活動や目的・教育目標の達成がやや不十分である。

C－ 方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

※「—」は未評定。